

専門医の教育研修（医療倫理・医療安全・感染対策等の講習会）に関する内規

（目的）

第1条 本内規は、一般社団法人日本専門医機構による専門医制度整備指針に基づき、専門医の教育研修に関する講習会（以下「講習会」という。）について定めるものである。

（支援）

第2条 講習会は、リハビリテーション科専門医が質の高いリハビリテーション医療を提供するとともに、リハビリテーション医学の発展に寄与できるよう、専門医資格の取得および更新に必要な、医療倫理・医療安全・感染対策等の知識や技術の修得を支援するものである。

（目標）

第3条 講習会の目標は、リハビリテーション科専門医に必要な医療倫理・医療安全・感染対策等の知識や技術の獲得にある。

（内容）

第4条 講習会の内容は以下に基づくものとする。

- （1）専門医制度整備指針が定める専門医の認定における教育研修終了実績で、必修とされるもの（医療倫理・医療安全・感染対策）であること
- （2）専門医制度整備指針が定める専門医の認定における教育研修終了実績で、各診療領域で取り組むことが望ましいものに対応すること

（実施）

第5条 講習会の実施は、別に定める申し合わせに従う。

附 則

本内規は、平成28年3月19日より施行する